

2013年11月20日

鹿児島県知事
伊藤祐一郎殿

日本共産党鹿児島県委員会
委員長 野元 徳英
日本共産党県議団
代表 まつざき真琴
日本共産党鹿児島県地方議員団

県政への要望書

安倍政権が誕生し、まもなく1年を迎えようとしています。特に、夏の参議院選挙後、衆議院、参議院の「ねじれ」現象が解消されたとして、安倍政権は、消費税増税、TPP交渉推進、原発再稼働推進、集団的自衛権容認、秘密保護法案・国家安全保障会議設置法案提案など、国民の意思とは乖離した暴走政治を強めています。

県においては、少子化と過疎化が進行する中で、地域によっては住民サービスが低下し、暮らし自体が困難になっているところも少なくありません。

今後の消費税増税やTPP交渉によって、県民の暮らしは益々厳しくなっていくことが予想されます。

つきましては、県民がどこに住んでいても、安心して暮らせるまちづくりを進めるために、以下、県下各地から寄せられました項目について、積極的に応えていただきますよう、要望いたします。

【総務部関係】

1. 県総合体育館整備について（知公）

①県総合体育館整備について、知事は突然、計画を変更し、ドルフィンポート跡地に「スーパーアリーナ」を建設すると発表した。その後、県民から大きな反対の声が上がり、一旦白紙に戻して、今後、場所や規模について検討を行うとされている。

整備場所について、県下各地から誘致の声があがっており、県民や自治体に混乱を招くことになる。県財政の厳しさや県民の暮らしの厳しさを考えたときに、国体開催に向けては、現有施設の活用も含めて、必要最小限の整備に留めるべきであり、300億円もの「スーパーアリーナ」構想は、税金のムダ遣いと言える。県総合体育館整備については、必要最小限の整備を行っていただきたい。

【原発・エネルギー問題】

1. 川内原発再稼働について（危機）

①福島第一原発の事故は収束していないのに規制基準がありえるか。福島第一原発は汚染水の海洋汚染などの問題が進行中であり、原発事故は収束してはいない。新規規制基準で原子力発電所の安全性を保障できるはずがないではないか。

②九州電力は、国に再稼働の申請を行い、現在、原子力規制庁において、新基準に基づく審査がなされている。しかしながら、新基準そのものが、福島第1原発の事故の原因究明がなされない中で作られたものであり、規制委員会自体が100%安全だとは言いきれないと言っている。県民の命と環境を守るために、再稼働に反対する意思を表明していただきたい。

③火山の影響による川内原発の安全性は確保されるか。新規性基準で火山の影響について、九州電力は「原子炉施設の安全性への影響はない」としている。しかし、それは対策を打ったというのではなく運用期間中に火山の大爆発のおこる可能性が低いとしたもの。使用済み核燃料の保管問題を含めて検討されているのか。また、カルデラ爆発の起こる予兆から爆発までの時間中に核物質を安全に運搬できる準備はあるのか。カルデラ爆発に至らなくても大量の火山灰などが降り注いだときに電源や給水など確保できるのか。

④九電の資料によると川内川両岸に MIS5e 海成段丘が海面から高さ 20 メートルほどのところに分布していることがわかります。MIS5e 海成段丘は、12 万年前から 13 万年前の現在と海面の高さがほぼ同じところに形成された段丘です。MIS5e 海成段丘が 20 メートルほどの高さにあるということは、それだけ地盤が 12～13 万年前以降に隆起したことをしめすのではないのでしょうか。それは大地震によって隆起したのではないのでしょうか。

また九州大学の下山正一氏の論文「旧汀線からみた九州の後期更新世変動様式（地質学雑誌、105 巻 5 号、311～331 頁）」では、九州各地の 28 箇所にも上る地点のボーリング試料の解析が行われています。下山論文では「海生貝化石を証拠として A T テフラの下位にある海成更新統（第四紀 178 万年～2 万年前）で、最終間氷期の高海面期（MIS5e）である」久見崎層の上面の高度がマイナス 36.1 メートル、旧汀線高度は -32.4 ± 5.3 メートルと見積もられています。すなわち川内川河口両岸の MIS5e 海成段丘と川内川河口付近の MIS5e 海成段丘は約 56 メートル以上の高度差があるということです。

これは川内川が地溝状あるいは半地溝状の落ち込みによって形成されたことをしめすものではないのでしょうか。そして川内原発の周辺は、12～13 万年前以降に幾度となく地震が

あった地帯であること、川内川河口付近には活断層があることをしめしているのではないで
しょうか。

川内川河口兩岸の MIS5e 段丘の高さが 20 メートルであることは、12～13 万年前以降から
の幾度かの隆起を示すものではないか。

川内川河口付近の MIS5e 段丘が川底からマイナス 36.1 メートルにあることは、川内原発
の周辺は、12～13 万年前以降に幾度となく地震があった地帯であること、川内川河口付近
には活断層があることをしめしているのではないか。

⑤九州電力の川内原発周辺の活断層評価が地震調査研究推進本部（以下推本）の評価と大き
く違うこと、推本の議事録には、九電の活断層評価に問題があるという指摘がされているこ
とが明らかになりました。問題は、なぜ九電が活断層評価を過小評価したのかということです
。このことが解明されずにあいまいにされることは許されません。推本の議事録には次の
ような指摘をしている部分があります。

（第 18 回活断層分科会 平成 24 年 7 月 26 日 議事概要案）

委員：問題は、ある報告書に書いてあるとおりにするか、あるいは参考資料 3-1-2 のような
生データを見て、もう一段階踏み込むのかということである。今回のように、生のデータを見
ると、「活断層が存在することは明らか」であるので、本分科会がこのような新たな解釈
を行ってよいのかということを決めなければならない。さらには、「他にも多数の活断層が
ある」ということを指摘する段階まで踏み込むのか、ということも考えなければならない。
本分科会がデータをどのように扱ったのかと聞かれたときに、明確な答えを持つておく必要
がある。

主査：今回は、市来断層の海域延長部と甕海峡中央部の北延長部のみに着目して、明らかに
活断層が存在することを指摘できる断層図を示せば良いのではないか。現実的には、それ以
上のデータを見るのは時間的に不可能である。そして、「他にも活断層がありそうだが、今
回は指摘された範囲のみをみた」とするしかないだろう。

（以上議事録より）

推本と九電の活断層評価の違いはどこから来るのかを具体的な解明をするように九電に
要請していただきたい。

推本が指摘している九電のデータから読み取れる他の活断層を県としても明らかにして
もらいたい。

2. 原子力防災について

①現在、川内原発は停止中であるが、中には、使用済み核燃料が保管されている。30km 圏
内の要支援者の避難計画について、県も関係機関と協力し、策定していただきたい。

（危機，保福）

②原発の過酷事故が起こった場合に 30 キロ圏内の住民を避難させることが可能か。（危機）

③安定ヨウ素剤については、現実的に適正な服用が可能となるような措置を進めていただきた
い。（保福）

3. 再生可能な自然エネルギーの開発・普及を緊急かつ爆発的に取り組んでいただきたい。

（企画，環林）

①太陽光パネル設置についての補助金制度は、継続し、拡大していただきたい。

- ②公共施設への太陽光パネルの設置や小型風力発電の街灯設置など、公共の施設設備に再生可能自然エネルギーを活用することを促進していただきたい。
- ③木材や竹材を活用した木質バイオマス発電やバイオマス熱利用、温泉等の温度差熱を利用した発電について、開発・普及を進めていただきたい。
- ④エネルギーの地産地消の取り組みを進めていただきたい。

【保健福祉部関係】

1. 介護保険について（保福）

- ①要支援について、介護給付からはずす方針が示されている。市町村事業になれば、市町村の財政状況などにより、格差が生まれることになる。県として政府に本県の現状を訴え、要支援も介護給付の対象とするよう要請していただきたい。
- ②利用料について、一部2割負担を導入しようとしている。2割負担の導入に反対する意思を国に示していただきたい。

2. 国民健康保険について（保福）

- ①国保の広域化に反対の立場を明確に表明していただきたい。
- ②医療費助成の現物給付に対する国保への国の支出金の減額措置を行わないよう、政府に要請していただきたい。
- ③どこの市町村も国保税が高く、滞納者が増え国保会計を圧迫している。誰でも払える国保税にするために、国保会計に対する国庫負担金を元に戻し、国の補助金、交付金などの増額を国に要求していただきたい。

3. 県単独医療費助成制度について（保福）

- ①県単3医療費助成事業について、現物給付を実施していただきたい。
- ②市町村独自の現物給付を認めて、県の助成を実施していただきたい。

4. 障害者福祉について（保福）

- ①地上デジタルラジオの日常生活用具として実施するように、市町村に県として働きかけるべきではないか。（厚労省は2月、「全国障害者担当課長に日常用具として該当することも可能」と周知している）

5. 後期高齢者医療制度について（保福）

- ①後期高齢者医療制度は来年度保険料が改定される。高齢者の生活と健康を守るためにも、値上げを抑制するために県支出金の増額をのぞむ。

6. 生活保護について（保福）

- ①生活保護基準について、保護基準の切り下げを中止するよう国に要請していただきたい。

【環境林務部関係】

1. 水俣病について（環林）

- ①今年4月の最高裁判決（溝口チエさん・水俣市）10月、国の公害健康被害補償不服審査会の裁決（水俣市湯出・下田良雄さん）等に対する県の認識をお伺いしたい。こうした結果からして、県の認定審査会は従来通りで良いのか問われている。国に対して「77年基準」を含めて認定行政の見直しを

求めるべきではないか。

②11月1日、熊本県知事が水俣病と認定した下田良雄さんの出身地は「対象地域外」とされた水俣市湯出である。又、今回熊本県が「特措法」で救済対象とした伊佐市大口布計地区の2人の居住地も水俣市の「対象地域外」の地域と聞いている。国の審査会は無機水銀に汚染された魚介類の摂取歴や症状で判断すべしとしている。これらの事から年齢も含めて地域による線引きの根拠は崩れたことは明らかだと考えるが、県の見解をお伺いしたい。国に対しても被害者である県民の立場にたって、この早急な見直しを求めるべきではないか。

③「特措法」では「地域と年齢による線引き」で、対象外とされた申請者に対してヒヤリングまでは実施するが公的検診は受診させない措置をとっている。この根拠を明らかにして頂きたい。

「線引き」も不当であるが、今回国の審査会の判断結果からしても、本来救済されるべき被害者が公的検診も受けないまま救済対象からはずされる懸念が大きいと考えるが、県の見解をお伺いしたい。

④公的検診が「ズサン」という声が後を絶たない。この事では数回にわたって申入れをしてきたが、県はどのような対応をされたのかお伺いしたい。申請者にとっては公的検診の結果は救済の可否を判断する要になるだけに、検診者の実態調査をふまえて早急な対策を講じられるよう求めたい。

⑤感覚障害を明確に訴えることが困難な認知症の方や知的障害者は、現在の公的検診では所見が得られず救済対象からはずされているケースが多い。こうした実態があることに対する認識と見解をお伺いしたい。国に対してこうした被害者に対する適切(ていねい)な対応を求める必要があると考えるが県の見解をお伺いしたい。

・再検討申し出の際、求められている一定の要件の(3)はその他(1)(2)以外で水俣湾周辺の魚貝類を多食したと認められる濃厚な疫学要件とは具体的にどのようなことを求めているのか。被害者に50～60年前の(公的)証明を求めることは現実的ではないと考えるがどうか。当時、一般的な食生活の実態から判断して「あまねく被害者を救済する」「特措法」の趣旨をふまえた対応が必要ではないか。県の見解をお伺いしたい。

⑦被害者手帳所持者に支給されている療養手当の支給の根拠をお伺いしたい。一時金対象にならなかった方へ療養手当が支給されないのはどうか。

⑧水俣病の病像・症状からして、とりわけ加齢に伴い、要介護状況に陥る確立は高い。実際全国、全県と比較しても、要介護認定、サービス利用状況は高めである。医療と介護は連動している。水俣病被害者手帳、医療手帳に対する医療費助成を医療サービス以外の介護サービスにも運用を広げるべきと考える。国へも要望していただきたいと考えるが、県の見解をきかせていただきたい。

⑨現在、関係自治体の国保会計に交付されている特別調整交付金を介護保険特別会計にも広げるべきと考える。国へも要望していただきたいと考えるが、県の見解をきかせていただきたい。

【土木部関係】

1. 県営住宅について(土木)

①住宅アンケートで様々な要望が寄せられている(鹿児島市・出水市)。入居者の住環境の改善のためにも、県有財産の適正な維持管理のためにも、県として実態調査を実施し、必要な

対策をとっていただきたい。特に、台所、風呂場、押入れ、居室等、湿気によるカビや壁紙のはがれ、黒ずみ等を訴える入居者がおい。換気扇を設置していただきたい。

②退去時の入居者負担をなくすか、減免していただきたい。特に、低所得者、生活保護受給者は免除していただきたい。

③住宅の耐震の状況を示していただきたい。必要な耐震補強を早急に行っていただきたい。

④近年、入居者間のトラブルが増えており、団地内での解決ができない事例もある。県に相談窓口を設置していただきたい。

2. 合併浄化槽の管理について(土木)

①毎月の業者による保守点検に加えて、県の指定機関による法定検査が義務付けられている。

住民にとって、二重の負担となる。法定検査については、全県で1箇所の指定であり、検査の費用が適正であるのか明らかにしていただきたい。

【教育委員会関係】

1. 楠隼高校について(教育)

①30人学級を実施するのであれば、全県の県立高校における30人学級の実施を計画的にすすめていただきたい。

②寮に空調を完備するのであれば、他の県立の寮についても空調整備を計画的に進めていただきたい。

③普通教室に空調を完備するのであれば、全県の県立高校の普通教室についても、計画的に空調完備を進めていただきたい。現在、PTAや同窓会で設置されているところについては、電気代などの維持管理費を公費で負担していただきたい。

④地元の生徒については、希望すれば自宅から登校することも認めていただきたい。

⑤教育方針の一番目に「難関大学への道を拓く」とあるが、成績最優先の指導ではなくて、子どもたちの全面発達を保障する教育方針を持っていただきたい。

2. 奨学金について(教育)

①子どもの貧困が大きな社会問題となっている。全ての子どもの教育権を保障するために、県独自の返済不要の奨学金制度を創設していただきたい。

3. 就学援助について(教育)

①子どもの貧困が広がる中で、就学援助を受ける児童が増えている。国が補助金から、交付金に変えたために、市町村によっては、対象が制限されたり、支給額が減らされてきている現状にある。国が責任を持って子どもの教育権を保障するために、補助金に戻し、補助の増額を行うよう国に要請していただきたい。

4. 県立学校の施設整備について(教育)

①地球温暖化の影響で、夏場は記録を更新する厳しい暑さが続いている。大人が働く事業所で、クーラーがないところはある。子どもたちの健康と安全を守るために、普通教室にクーラーを設置していただきたい。

②県立支援学校のハウスダスト・アレルギー対策として、黒板からホワイトボードへ、カーペットからフローリングへ転換していただき、布製カーテンは撤去していただきたい。

③トイレは、和式と洋式を併設していただきたい。

●鹿児島市

1. 人工島建設について（土木）

- ①人工島を「防災拠点」とする用途については、鹿児島市議会の論議からもふさわしくなく、鹿児島市長も避難場所に指定していない。用途を見直していただきたい。
- ②すでに建設当初の予算を超える額を執行している人工島については、2期工事を凍結ではなく、中止していただきたい。
- ③2012年度は、年度中に執行できない工事費を予算に計上して繰越明許設定したうえに、これまで、年度内において執行された工事を鹿児島市が確認してから年度末に負担金を支払うという基本姿勢を無視して、負担金を払わせた。単年度予算執行の原則を徹底した適正な予算執行管理と市の基本姿勢を尊重した負担金の請求をしていただきたい。

2. 県総合体育館建設計画について（知公）

- ①突然打ち出された計画によって、鹿児島市の本港区におけるまちづくりは頓挫している。鹿児島市のまちづくりにも配慮し、情報公開と協議に努めていただきたい。
- ②県総合体育館建設については、国体が簡素かつ既存施設を活用したものとの全国知事会の申し合わせを考慮して、市民・県民の声を生かした適正規模のものにしていきたい。

3. 錦江湾横断交通ネットワーク事業について（知公）

- ①火山活動が活発になっている桜島にトンネルを掘る危険性、鹿児島市において公営企業である桜島フェリーに大きな影響があること、県財政や県民・市民の生活がひっ迫している今日、不要不急の事業であるため、中止していただきたい。

4. 上記の件を含め、最近鹿児島市との協議などを経ずに、突然、計画を発表する県当局の姿勢は問題である。鹿児島市や市議会への説明や協議など情報公開に努めていただきたい。

（知公）

5. 鹿児島市において渋滞を引き起こしている県道があるが、とりわけ県防災計画において「緊急輸送道路」に指定されている道路、「原子力防災計画」において避難ルートとなっている道路については、一刻も早い渋滞解消と整備に重点的に取り組んでいただきたい。（土木）

6. 鹿児島市は土地区画整理事業で県道の道路拡幅を含むまちづくりを進めており、国からの財源確保が困難な今日、事業計画を担保する観点からも県において、平成19年に半分に減額された県道整備補助金を元に戻していただきたい。（土木）

7. 県営住宅の建て替えについて、鹿児島市郊外への移転を求められている市民から現地建て替えを望む声が寄せられている。県営住宅の郊外への移転計画を変更し、現地建て替えをしていただきたい。（土木）

8. あべ木川（稻荷川の上流）の中洲土砂除去について、宮之浦町倉谷集落から宮西集落にかけて、川に土砂が堆積し、狭い所では、川幅の20%に満たない水面の状態であり、大雨の際に災害が懸念されるため計画的土砂除去をしていただきたい。（土木）

9. 吉野町5657番地の熊谷宅の前の県道は、以前より県道が高くなり、大雨のたびに、道路から水が流れ込み、敷地内の土地を削っている。水が流れ込まないように、対策を講じていただきたい。（土木）

●出水市

1. 出水市内中2女子生徒自殺事件について（教育）

2011（H23）年9月1日、市内中2女子生徒が九州新幹線に飛び降り自殺した事件。遺族は市教委の事故調査委員会の報告書（H23. 11）に納得いかず、この間事故の真相解明を求め続けてきたが、市教委は“2次被害”等を理由にアンケートを始めとする情報開示を拒み、遺族が強く要望している再調査も“すでに終了した”として受け入れようとしていない。2013.9月施行されたいじめ防止対策推進法30条2項において、国の基本方針は「教育委員会による調査結果はいじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を添えて地方公共団体の長に報告し、長はこれをうけて再調査の必要性を判断する。」その判断基準には従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒の希望などがあるとされている。（ここでいう再調査は市教委の一次調査の瑕疵を前提としていない）

遺族は学校や市教委との対立を望んでいない。「子（孫）の死の真相を知りたい」ということのみである。事故の真相解明は再発防止につながることから、県教委が遺族の意向に添い「新法」にもとづいた対応をするよう、市教委にたいして指導・助言して頂きたい。

2. 県道118号線の拡幅について（土木）

県道118号線（水俣市湯出～大口平泉）は、道路幅が狭いところで3m（平均3.8m）しかなく、以前から拡幅の要望が出されていたところである。なかでも上場小学校から大口方面に抜ける通りは、地域住民の生活道路や子供たちの通学路として繁用され、小学校の近くには上場保育園や診療所もある為、通行量の多い通りである。又、上場地区は酪農・畜産・養鶏等が盛んな地域であることから関係する大型車両等の通行も多く、近頃は地域活性化でとりくんでいるコスモスやあじさい園の見物客も急増している。今年の大雨で国道447号線大水流で道路が崩壊し通行止めになった時は、伊佐市に抜ける車両がすべてここを迂回して行き来した為、地域住民とりわけ児童生徒への危険が高まったこともある。上場小学校は、特認校制度を活用した児童増対策にもとりくんでいる。こうした諸事情から住民意向調査や通行車両等の実態調査を早急に実施し、道路拡張にとりくんで頂きたい。

3. 庄2961（わらび島）中村勲さん宅土手の崩落修復について（農政）

わらび島地区は6～7年前、県工事で側溝整備（H21年度県営農村振興総合整備事業）がされこのおかげで豪雨の際の流入水量が減少し住民に多大な恩恵をもたらしていることには感謝している。一方、この工事の後、水脈が変わったのか浸透水が中村勲さん宅床下を流れ、その為自宅が沈下、基礎部分にはヒビが入り、家屋が傾き始めている。隣家との土手も崩落し、中村さん宅のみならず、その下にある民家への危険も懸念されている。個人で修復するには多大な費用を要することから、実態調査の上必要な対応を検討して頂きたい。

●指宿市

1. 二反田川の寄り洲にある草木の除去と浚渫をしてください。（土木）

2. 市道庁舎潟山線と二反田川左岸の交差点に信号をつけてください。

信号が設置されるまでの間は、交通量の現状から二反田川左岸の方を優先道路にしてください

い。(警察)

●西之表市

1. 馬毛島問題について(企画、総務)

- ①2012年度から繰り越している2億2500万円の調査費について国、防衛省の計画や打診などの動きについて、情報はないか明らかにしていただきたい。
- ②今後、国、防衛省から、何らかの情報が入った場合、まず、地元自治体への情報提供をしていただきたい。また、西之表市議会は、馬毛島への米軍基地建設計画に反対の決議をしている。地元の了解なく、予算執行はしないことを国に要請していただきたい。
- ③馬毛島に建設されている建築物に対する不動産取得税の徴収についての現状と今後の見通しを明らかにしていただきたい。

2. 高速船の(種子屋久高速船株式会社)運賃値上げについて(企画)

10月からの値上げについて(バンカーサーチャージ)、1社独占で、島民の生活をひっ迫する運賃となった。県として、何らかの形で島民の負担減の対策はとれないか。ちなみに、10月からの新料金は、屋久島～鹿児島で14,200円、種子島～鹿児島で12,200円である。

3. TPP交渉から撤退する要求について(農政)

種子島の農業は、サトウキビ、サツマイモで大半を占めている。単年度の影響額で約40億7千万円、総生産額の63%と壊滅的な打撃を受けることになるかと試算されている。国に対してTPP交渉からの撤退を要請していただきたい。

●垂水市

1. 本城川堤防(上本城橋と下本城橋との間)の維持管理(雑草などが生い茂り、道路面を狭くしたり、前方が見えなくなったりする)を適正に行っていただきたい。管理堤防であるかもしれないが、児童・生徒の通学路になっていることもあり、安全面などで常に維持管理されている必要があると考える。(土木)
2. 本城側の「龍門軒」の堤防補修工事について、住民から「短いのでは」と意見がある。この長さで「大丈夫」というのであれば関係住民に明確な回答をいただきたい。また、住民の皆さんは「延長されないと問題」との認識であることから、「延長」の要望について見解を示していただきたい。(土木)
3. 本城の井川(県の所管部分)の寄り洲を除去し、川底の掘り下げを行っていただきたい。
(土木)
4. 川崎川の河口部分の寄り洲を除去し、川底の掘り下げを行っていただきたい。(土木)

●霧島市

1. 国道504号線で、新設された部分(桜島ビューホテルの少し手前)の眺望が素晴らしいと地元では評判になっている。地元住民や観光客のために、眺めを楽しめる駐車スペースを整備していただきたい。(土木)
2. 「スーパーアリーナ」建設について、知事の発言によって、県下各地で誘致合戦が始まっている。霧島市においては、臨空団地への誘致を求める声が現市長から上がっており、決起

集会も開催されている。工業団地として整備された当地に、体育館建設が可能であるのか、県の考えを早急に明らかにしていただきたい。（知公）

●いちき串木野市

1. 市来海岸の沖合の海砂掘削が原因と思われる海岸侵食によって、防風林（松林）が減少している。抜本的な対策を講じていただきたい。（土木）
2. 大里川河口部の石垣が侵食され、満潮時には、松林が海水に浸されている。補修工事をしていただきたい。（土木）

●南さつま市

1. 現在、カミチク（株）による騒音、悪臭、污水問題が発生し、地域住民が被害を受けている現状にある。県のそれぞれの部署において、南さつま市と連携し、解決のための対策を講じていただきたい。（環林，農政）
2. 県道坊之津久木野線の茅野地内、前本宅に、側溝がなく、水が宅地に流れ込んで来る。改善を約束してもらったが、まだ、そのままになっている。早急に対処していただきたい。
(土木)
3. 同県道の同地内で、路面が荒れて、大型車が通るたびに、大きな音がしたり、路肩付近に水が溜まり、渡りにくくなっている。道路の補修をしていただきたい。（土木）
※どちらも、地域振興局の土木に以前から要請をしているものです。

●奄美市

1. オスプレイの飛行実態を明らかにし、低空飛行訓練は即時に中止を要望すること。
オスプレイの低空飛行ルートのパープルルートに鹿児島県も組み込まれ、奄美大島も瀬戸内町の曾津高崎もルートになっている。しかし、低空飛行は、ルールと外でも行われており、10月30日の南海日日新聞にも「29日、奄美市住用町上空を飛来するのが確認された」と報道されている。民家の上空を飛行することになり、住民の不安もある。住民の安全を確保するために、飛行実態を明らかにし、オスプレイの飛行訓練を中止するよう要請すること。
(企画，危機)
2. TPP交渉からの撤退を求めること（農政）
奄美市議会は、TPP交渉におけるサトウキビ、畜産等の例外品目扱いについて要望しており、「政府においては甘味資源、牛肉など農業分野重要5品目等について関税撤廃対象からすべて除外し、これらが確保できない場合は交渉から脱退することを強く求める」としているが、「すべて除外」の要望は守れない状況となっており、TPP交渉からの撤退を要請こと。
3. 生活保護級地の引き上げを要請すること。（保福）
生活保護費の支給基準が引き下げられ、健康で文化的な最低限度の生活が保障できなくなっている。生活保護制度は生活に困窮する人に対して、平等に対応されるべきであり、その困窮のい度合いによって必要な保護が行われなければならない。生活実態に即した級地への引き上げを求め、奄美市の3級地の1を2級地に引き上げ、郡部の3級地の2も引き上げることなどを要請すること。

4. 住宅リフォーム制度を県の制度として確立すること。(土木)
5. 公契約条例を制定すること。(出納)
6. 与論町など台風 24 号で大きな被害をうけた地域への災害復興に万全をつくすこと。

【福祉関係】(保福)

- ①県の住家災害見舞金を早急に支給していただきたい。要綱によると、「住家が全壊、流失または埋没した世帯」とあるが、被災の状況を見たときに、半壊や一部損壊も復旧には多額の費用が必要と思われる。県の見舞金は、金額によらず被災者の精神的な支えになると思われる。この機会に、対象を拡大していただきたい。
- ②災害救助法に基づく応急修理について、手続き前に自ら補修を行った住民もいると聞く。破損が確認できるものについては、補修後であっても、対象としていただきたい。

【住宅関係】(土木)

- ①去年の台風被害の復旧を含め、大工の確保や資材の確保が困難な状況が続いている。業者や大工等の確保について、県が窓口になって、本土からの派遣の斡旋をしていただきたい。その際、渡航費用や宿泊費について県が負担をしていただきたい。
- ②資材の確保について、県が必要資材を調査、確保して、搬送のチャーター船を出していただきたい。
- ③年々強くなっていく台風に耐えられる住宅の確保のため、鉄筋コンクリートの住宅建設が進むよう、支援策を講じていただきたい。また、固定資産税の負担が重くならないような対策を国に求めている。
- ④台風に安心・安全な県営住宅を増設していただきたい。

【農政関係】(農政)

- ①牛舎や堆肥舎、園芸施設の破損が著しい。災害復旧について、国の支援を要請していただきたい。
- ②園芸作物について、インゲンはまき直しが必要となる。ソリダゴも薬剤散布や追肥が必要になる。種苗や肥料についての助成を行っていただきたい。
- ③復旧のために多額の経費がかかる上に、出荷できない状況にあり、収入減となることが明らかである。農協の購買の支払い金を含めて返済が猶予されるよう対応していただきたい。住民への周知を図っていただきたい。

●南九州市

1. 40 万円以上は、農地災害復旧対策事業の対象になっているが、それ以下の小災害は、国の対策事業の対象になっていない。小災害にも対応できるように県の補助制度を作っていただきたい。(農政)
2. 大谷川河川の改修をしていただきたい。1 時間当たり 60 mm の雨が降った場合は、氾濫する。(土木)
3. 生活研究グループ連絡協議会の県の補助金を復活していただきたい。(農政)
4. 南九州市川辺町永田地内の国道 225 号線沿いの松岡救急クリニックの近くに、10 月 1 日、バス停が新たに設置されたが、横断歩道や信号機がない。交通量が多い国道で、病院に通う形をはじめ、近くの AZ の買い物客など、バスの利用客も増えている。交通安全対策上、ぜひ、国道を拡幅して、横断歩道や信号機をつけていただきたい。(土木、警察)

●始良市

1. 網掛川上流の草払いについて（土木）

これまで、自主的に草払いしてきた人たちが高齢でできなくなっている現状がある。加治木町の龍門滝は滝百選でもあり、また近くには学校もある。観光地として、好ましい環境整備（草払い）をしていただきたい。

●屋久島町

1. 北部林道計画について（環林）

県の代執行で進められているこの計画は、当初の線形について地元白子（しらこ）集落より「年間 8000mm 近い降雨量を記録している。屋久島でも屈指の多雨の山岳部に位置する白川は、これまでも何度も生命にかかわる土石流が発生している」として、線形の強い見直しの要望があり今変更作業がなされているところである。

①この線形は本課も承知かどうか。

②この線形では道路を伝って流れる水は、湊側に流れることになりますが、この川に生息している天然記念物「かわごろも」が泥水による長期の影響が心配されるにもかかわらず、アセスメントの必要はないという担当の見解が示されています。これについては本課も同様の認識かどうか。また河口近辺には観光客が大勢利用している海水浴場やダイビングスポットの大サンゴ礁がありますが、それへの影響についてはどう考えますか。E P 点の泥水や流水は亀の産卵、ラムサール条約指定の永田浜付近になっていますが、その影響についてはどう考えているか。

③要望として、最近でも白川の住民の不安をなくす計画になるよう、本課も現場視察を行ったうえで町と十分協議していただきたい。

2. 県道に関する諸点について（土木）

①宮之浦町中の県道歩道はカラーブロックを敷き詰めるやり方で行われているが、車の乗り上げなどで浮き上がってきているところが多く見受けられる。地元合同庁舎の担当は要請があればすぐに対応してくれ、そのことには感謝の念を持っている。しかし、このようなことを繰り返すより、一度に改善した方が合理的だと考えるが、いかがか。

②タブ川集落にある橋のたもととは自動車事故の多発地点となっている。つい先だってもガードレールを根こそぎ押し倒す車事故があった。命があったのが不思議と思える惨状であった。なぜ事故が多発するのか、道路の形状には原因はないのか、究明して善処していただきたい。

3. 港湾環境について（土木）

宮之浦港の切符販売の建屋から従来ある屋根付き舗道への間、それは 10 m 程度のわずかな距離ですが、大雨の時、お年寄りや子どもを抱える人たちが苦勞しているのが見受けられる。予算としてはさほどかかるものではありませんので、解決の努力をお願いしたい。

4. 宮之浦川の堤防管理について（土木）

宮之浦川沿いの東側に河川管理道路がある。ここはもう長い間川沿いに並ぶ住民の唯一の生活道路でもある。また中学校へ行く子どもや父兄の通路となっている。今この道路に異変が起きている。満潮時の大波の時、堤防の突起部にあたった波しぶきが堤防高く上がり（2 か所で確認）、通行中の子どもや住民、家屋や車がしぶきで濡れるという状況になっている。

異変が起き始めたのは、数年前、川の反対側のさらに河口寄りで行われた高潮対策の完成時ごろからと、住民の皆さんは証言している。

地元合庁の職員は、共産党の申し入れに翌日調査を行うという誠実な対応を見せてくれています。当面の波しぶきの問題は突起部の解消で図られると思いますが、他にも堤防のひび割れ、ずれ、また道路の下が水の力で浸食されている情報もあること等から、精査の上、住民の安全と安心をはかっていただきたい。